

JIS Z 2305:2013による
ガスプラント非破壊試験技術者資格の

再認証登録案内

（2025年度 第3回）

現在所有している資格証明書が以下の方が対象となります。
更新登録日から5年目の有効期限

◎ この案内は再認証登録についてのみのご案内です。

ガスプラント非破壊試験技術者資格のもととなる認証制度については「JIS Z 2305:2013 ガスプラント非破壊試験技術者資格の認証制度のご案内」（幣協会ホームページ掲載）をご覧ください。

◎ 再認証登録申請対象者

次の有効期限毎の試験合格日該当者が申請対象者です。

対 象 者	資 格 証 明 書 有 効 期 限	再認証試験、又は再認証再試験 ＜以下のいずれかの試験で合格していること＞	資格証明書発行日
	2026年3月31日	① 2025年度第2回 ② 2025年度第3回	2026年4月1日
募 集 期 間		2025年11月10日(月) ～ 11月25日(火) 消印有効	
資 格 証 明 書 発 送		2026年1月下旬	

◎ 提出書類

- ☐ 様式① 【再認証登録】申請書（※申請者の署名(手書き)が必要です）
- ☐ 様式② 【再認証登録】業務継続の証明（※雇用責任者の記名(手書きでなくてもよい)、捺印が必要です）
- ☐ 様式③ 【再認証登録】申請者、資格証明書保持者の遵守誓約書（※申請者の署名(手書き)、捺印が必要です）
- ☐ 様式④ 【再認証登録】雇用責任者の遵守誓約書（※雇用責任者の記名(手書きでなくてもよい)、捺印が必要です）
- ☐ 様式⑤ 【再認証登録】「再認証試験結果通知」コピー添付（実技試験パートの合格通知書のコピーが必要です）
- ☐ 様式⑥ 【再認証登録】申請資格証明書コピー貼付用台紙（現在所有している資格証明書のコピーが必要です）

◎ 登録料の支払い

- ☐ 募集期間内に支払手続きを行う。(申請は、書類の提出＋登録料のお支払いが必要です)

※再認証登録申請に当たっては申請者本人、雇用責任者が遵守すべき事項を記載した「非破壊試験に関わる者の遵守規定(6頁)」を熟読願います。

目 次

1. 再認証登録申請とは	1
2. 再認証登録に必要な条件	1
3. 登録料	2
4. 申請方法	2
5. 募集期限	3
6. 審査結果による資格証明書の発送	3
7. 登録内容変更の連絡	3
【添付1】視力の証明	4
【添付2】業務継続の証明	5
【添付3】非破壊検査に係る者の遵守規定	6
【添付4】「再認証登録申請書」記載要領	8
【添付5】「業務継続の証明」記載要領	9
【添付6】「申請者・資格証明保持者の遵守誓約書」記載要領	10
【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領	11
【添付8】「再認証試験結果通知コピー」記載要領	12
【添付9】「資格証明書コピー」記載要領	13

1. 再認証登録申請とは

資格を取得してから 10 年目の有効期限前に再認証試験に合格後、再認証登録申請を行い、書類審査に適合と判定されると資格証明書を発行します。有効期間は、現在所有している資格証明書の有効期限日の翌日から 5 年間です。

2. 再認証登録に必要な条件

(1) 実技試験パートの合格

申請資格毎に有効期限前8ヶ月以内に実施された再認証試験、又は再認証再試験のいずれかに合格していること、及び資格証明書は有効期限内であることが必要です。

(2) 視力の証明

視力に関する要求事項を満足することの雇用責任者が証明します。

※雇用責任者の遵守誓約書にて視力の証明をして頂きます。

(注)証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理人)となります。

① 近方視力証明(過去1年以内の証明)

Times (New) Roman N4.5 の文字[Jaeger number 1 でも可]、又はそれに相当する文字を 30cm 以上離れて、単眼(片目)又は両眼で判読できる必要があります。(矯正可)なお、詳細については4頁【添付1】「視力の証明」に記載致します。

② 色覚証明 (過去1年以内の証明)

色覚は業務上支障のないことを雇用責任者が証明してください。

色覚検査を実施する場合は例として石原式色覚検査表があります。なお、詳細については4頁【添付1】「視力の証明」に記載致します。

(3)業務継続の証明

証明者は、雇用責任者(申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者によって業務を委任されている代理人)となります。

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において大幅な中断(注)がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。なお、詳細については5頁【添付2】「業務継続の証明」に記載しています。

(注)大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して1年間中断または2回以上の中断の期間の総計が2年間を超える場合です。

(4) 申請者・資格証明書保持者の遵守誓約

受験者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」(6頁【添付3】)を守ることが求められますので、その内容に同意したことを証明する遵守誓約書を提出することになります。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験資格停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

(5) 雇用責任者の遵守誓約

雇用責任者(認証申請者が日常働いている組織体の責任者又はその責任者により業務を委任されている代理人)は、JLPA 認証委員会が規定する「非破壊試験に関わる者の遵守規定」(6頁【添付3】)を守ることが求められますので、その内容を同意したことを証明する遵守誓約書を提出することになります。

これに違反した場合は、資格停止、証明者としての資格の取消し、認証資格取消し、受験者の受験資格停止、登録、情報の公開、実名での事実の公表等の処置を講ずる場合があります。

3. 登録料

登 録 料（消費税抜き）	
1 資格	¥7,000
2 資格	¥14,000
3 資格	¥21,000

（注）「資格」とは「極間法磁気探傷」、「溶剤除去性浸透探傷」、「超音波厚さ測定」を指します。

※別途消費税 10%となりますがお申し込み内容確定後のお支払い情報に明記されます。

※申し込みは1名ごとに「システム手数料」220 円（システム手数料 200 円+消費税(10%)20 円）が発生いたします。

※入金確認後にお送りする「メール」にて、インボイス（登録番号：T5010405010547）に対応した「領収書」をご連絡いたします。「メール」に記載のURLより確認ください。

※登録料はご返却できませんのであらかじめご了承ください。

4. 申請方法

募集期間内に、以下の**（1）を郵送、及び（2）登録料の支払い**をしてください。

（1）申請書類（次の書類はホームページからダウンロードし、作成してください）

各書類の記載は【添付4～9】の記載要領に従って記入してください。

① 再認証登録申請書

（作成方法は8頁【添付4】「再認証登録申請書」記載要領を参照してください。）

② 業務継続の証明

（作成方法は9頁【添付5】「業務継続の証明」記載要領を参照してください。）

③ 申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書

（作成方法は10頁【添付6】「申請者・資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。）

④ 雇用責任者の遵守誓約書

（作成方法は11頁【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領を参照してください。）

⑤ 実技試験パートに係る「再認証試験結果通知」のコピー

（作成方法は12頁【添付8】「再認証試験結果通知のコピー」記載要領を参照してください。）

⑥ 現在所有している資格証明書のコピー

（作成方法は13頁【添付9】「資格証明書のコピー」記載要領を参照してください。）

書類送付先

（一社）日本エルピーガスプラント協会 管理部「登録申請係」

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F

TEL 03-5777-6167

（2）登録料のお支払いについて

ヤフー、グーグル等で **JLPA** を検索してください。

★JLPA ホームページ「最新情報」より、お申込が出来ます。

※**ペイメントフォー**が運営する決済システムを使用しています。



お手持ちのスマートフォン端末から
上記のQRコードを読み取ってください。

5. 募集期限

表紙に記載しています。

6. 審査結果による資格証明書の発送

審査結果により資格証明書を発送いたします。発送予定日は表紙に記載しています。

※審査結果に関する問合せにはお答えできません。

7. 登録内容変更の連絡

住所変更等の理由により郵便物が宛先不明で戻ることがございますので、資格証明書保持者及び雇用責任者は登録内容に変更が生じた場合は、速やかに「ガスプラント非破壊試験技術者資格の変更届」により登録内容の変更申請をして下さい。

なお、「ガスプラント非破壊試験技術者資格の変更届」はホームページよりダウンロードして下さい。

※個人情報の取り扱いについて

（一社）日本エルピーガスプラント協会（JLPA）は、申請手続き等の際にお届けいただきました個人情報は適切に管理させていただきます。この情報は、本申請手続き等のために使用させていただきます。他の目的に使用することはありません。

JLPA

一般社団法人 **日本エルピーガスプラント協会**

非破壊試験技術者認証委員会 管理部

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル3F

TEL 03-5777-6167 FAX 03-5777-6168

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00

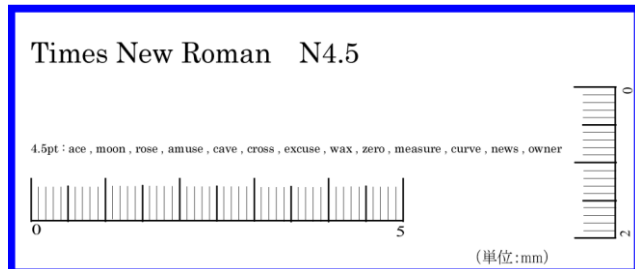
<http://www.jlpa.or.jp/ndt/index.html>

【添付1】視力の証明

1. 近方視力証明 (1年に1回実施)

下記の文字 (Times New Roman N4.5) [Jaeger number 1 でも可]について 30 cm以上離れて単眼又は両眼 (視力矯正可) で判読できることを雇用責任者が証明してください。

近方視力については受験申請前及び資格取得後毎年1回実施する。



(注1) 上記を使用する場合は、枠内の縦と横のスケールの寸法(単位:mm)が原寸であることを確認して下さい。

(注2) パソコンからプリンタ出力する場合は、True Type フォントの指定が必要です。

2. 色覚証明

1度色覚検査を実施し、その後は1年に1回雇用責任者が業務への支障の判断をする。業務へ支障があると判断された場合は色覚検査を実施する。

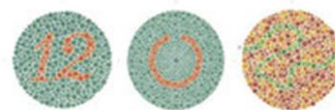
<色覚要求事項>

色覚は、申請する 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。申請する非破壊試験方法において業務上支障がないことを雇用責任者が証明して下さい。

(例) 磁粉指示模様または浸透指示模様の色相コントラストの識別が可能であること。

<参考> 色覚検査表等を使用される場合の例としては、石原式色覚検査表があります。

(石原式色覚検査表)



3. 記録の保管

雇用責任者は近方視力、色覚について1年に1回以上確認し、下記の記録を保管します。提出の必要はありませんが、JLPA 非破壊試験技術者認証委員会から提示を求められた場合は提出してください。

視力検査証明書

氏 名			
項 目	判 定	検 査 実 施 日	
<近方視力証明> ※1年に1回検査 矯正の有無に関係なく、Times New Roman N4.5 または Jaeger number 1 について 30cm 以上離れて単眼又は両眼で読めること。	判読可能 判読不可能	年 月 日	
<色覚証明> ① 非破壊試験方法で使われる色彩又はグレイスケール(灰色の濃淡)間のコントラストを見分けて識別できること。 ※初回時検査	識別可能 識別不可能	年 月 日	
② 業務に支障がないこと。 ※2回目以降確認	業務支障有 業務支障無		
上記、視力の証明に係る内容に相違ないことを証明します。			
雇用責任者署名	印	証明日	年 月 日

【添付2】業務継続の証明

1. 業務継続とは

現在所有している資格証明書の非破壊試験方法において過去5年間で大幅な中断(注)がなく、満足な業務活動を継続していることの証明が必要になります。

(注) 大幅な中断とは、非破壊試験業務を連続して1年間中断または2回以上の中断の期間の総計が2年間を超える場合です。

又、非破壊検査の方法の業務とは

- ①所属部署の業務内容から非破壊検査の業務がなくなった
- ②異動により非破壊検査業務のない部署に移った
- ③転職により非破壊検査業務のない職についた
- ④退職により非破壊検査業務から離れた

を指します。ただし、①②において非破壊検査業務のない部署等に所属したとしても、勤務先として非破壊検査業務があり、定期又は不定期に非破壊検査業務に従事している場合は中断とは見なしません。従って、中断として該当するのは③④の場合と、現状の勤務先が非破壊検査業務から撤退した場合が考えられます

2. 業務継続の証明

業務継続の証明は下表に過去5年間の勤務先、業種、所属部署(事業所)を記載し、非破壊検査業務に大幅な中断がないことを雇用責任者が証明します。

※「大幅な中断があり」の場合は申請資格要件から外れますので申請そのものができません。

＜過去5年間の勤務期間及び勤務先＞

勤務期間	勤務先	業種①	非破壊試験		主な業務④	所有資格⑤		
			対象②	対象材料③		MY	PD	UM
年 月 ～ 年 月								
年 月 ～ 年 月								
年 月 ～現在に至る								

表中の①～④は各該当するA、B等を記載する。

①業種

- A. プラント検査 B. ローリ検査 C. 機器メーカー D. プラント・エンジニア
E. ガス販売事業者 F. 容器検査所 G. その他

②非破壊試験対象物

- A. タンク B. ローリ C. 容器 D. 機器 E. 配管 F. バルブ G. その他

③非破壊試験対象材料

- A. 鋼 B. ステンレス鋼 C. 銅 D. アルミニウム F. その他

④主な業務内容

- A. 完成検査 B. 保安検査 C. 開放検査 D. 容器検査 E. 容器再検査 F. 機器製作時
G. その他

⑤所有資格；早期移行申請を行う資格に○を記載する。

【添付3】非破壊試験に関わる者の遵守規定

非破壊試験に関わる者の遵守規定

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会非破壊試験技術者認証委員会（以下、JLPA 認証委員会）が実施する認証制度（JIS Z 2305「非破壊試験技術者の資格及び認証」）における非破壊試験に関わる者が遵守すべき規範を以下のとおり定める。

また、「非破壊試験に関わる者」とは、JLPA 認証委員会が実施する認証制度に関わる雇用責任者、訓練に関わる者、申請者、資格証明書保持者及びそれ以外の立場で認証制度に関与する者とする。

1. 使命

非破壊試験に関わる者は、その専門的知識と経験に基づき、非破壊試験技術の健全な普及と強化 に努め、社会に信頼される非破壊試験技術を供給することに努めなければならない。

2. 法の遵守

非破壊試験に関わる者は、法令を遵守するとともに、本遵守規定に従わなければならない。

3. 品位の保持

非破壊試験に関わる者は、自らの使命の重要性に鑑み、品位の保持に努め、高い社会的信頼を保持するように努めなければならない。

4. 社会への貢献

非破壊試験に関わる者は、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために、自身の業務成果について積極的に社会に対して情報を発信し、後進の育成に協力しなければならない。ただし、自身が遵守すべきあらゆる組織や団体の守秘義務に違反することがあってはならない。

5. 不正行為の禁止

非破壊試験に関わる者は、当協会の資格試験、資格の認証行為及び認証資格について、以下の行為を代表する一切の不正行為をせず、自らの行動を規律するよう努め、正々堂々と非破壊試験に関わる者として社会に対し価値を提供しなければならない。

- (1) 虚偽の情報登録及び申請。
- (2) 情報の捏造。
- (3) 受験申請者以外の第三者による資格試験の受験。
- (4) 認証資格の不正利用。
- (5) その他、社会的モラルを逸脱した行為。

6. 自己研鑽

非破壊試験に関わる者は、常に自己研鑽に励み、非破壊試験技術の健全な普及と強化のために最新の知識と技術の獲得に継続的に努めなければならない。

7. 資格の維持管理

資格証明書保持者は、資格の維持管理について、更新、再認証等の定められた手続きを行わなければならない。

8. 雇用責任者

上記1. から6. の他遵守する内容

- (1) 雇用責任者は、申請者の書類の個人情報正しいことを証明しなければならない。
- (2) 雇用責任者は、非破壊試験の結果の正当性を含めて非破壊試験作業許可に関するすべての事柄に全面的な責任を持たなければならない。
- (3) 雇用責任者は、申請者が視力の要求事項に毎年適合していることを証明しなければならない。

- (4) 自らが雇用責任者となっている資格証明書保持者は、雇用責任者に帰する全ての責任を持たなければならない。
- (5) 雇用責任者及びその職員は、資格試験に直接関与しない。
- (6) 雇用責任者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを証明しなければならない。

9. 申請者・資格証明書保持者

上記1. から7. の他遵守する内容

- (1) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会が定めた申請のための書類を提出しなければならない。
- (2) 資格証明書保持者は、毎年近方視力の検査を行い、その検査結果を雇用主に提出しなければならない。
- (3) 資格証明書保持者は、認証の有効性に関する条件が満たされなくなったときは、JLPA 認証委員会及び雇用責任者に通知し、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。また、JLPA 認証委員が認証の一時停止及び取消を命じた場合は、直ちに資格証明書保持者としての業務を停止し、また、資格証明書保持者であることを表明せず、資格証明書を JLPA 認証委員会に返納しなければならない。
- (4) 申請者、資格証明書保持者は、JLPA 認証委員会へ遵守誓約書を提出することによってこの規定に遵守することを証明しなければならない。

10. 遵守規定違反に対する処置

非破壊試験に関わる者が本規定に抵触すると考えられる場合、又は、非破壊試験に関わる者として著しく体面を汚したと考えられる場合、JLPA 認証委員会は適切な処置を行う。

11. 規定の変更

この規定は、JLPA 認証委員会の決議により変更することができる。

【添付4】「再認証登録申請書」記載要領

C5006-23-R01 (第1版 2018.04.01)

JLPA

ガスプラント非破壊試験技術者資格 再認証登録申請書

※記載漏れと記載誤りは不受理になることがあります。

申請年月日	●●●●年 ●●月 ●●日				
申請資格 (申請する資格に☑して下さい)	☒ 極間法磁気探傷試験レベル1 【G-MY1】	☒ 溶剤除去性浸透探傷試験レベル1 【G-PD1】	☒ 超音波厚さ測定レベル1 【G-UM1】	☐ 極間法磁気探傷試験レベル2 【G-MY2】	☐ 溶剤除去性浸透探傷試験レベル2 【G-PD2】
フリガナ	ヒ ハ カ イ イ チ ロ ウ				
登録申請者署名(本人)	非破壊 一郎			写真貼付 2.5cm X 2.5cm	
個人ID	●●●●●●●●●●				
生年月日	西暦 ●●●●年 ●●月 ●●日生(●●才)				
現住所	〒●●●-●●●● ●●県 ●●市 ●●丁目 ●●番地 電話 ●●●●-●●-●●●●				
勤務先	〒●●●-●●●● ●●県 ●●市 ●●丁目 ●●番地 電話 ●●●●-●●-●●●● FAX ●●●●-●●-●●●●				
勤務先住所	〒●●●-●●●● ●●県 ●●市 ●●丁目 ●●番地 電話 ●●●●-●●-●●●● FAX ●●●●-●●-●●●●				
資格証明書及び更新連絡送付先	宛先	現住所	勤務先	その他	
該当するところに○又は☑記入下さい	宛名	本人	その他		

<所有の資格証明書の有効期限、再認証試験合格年月日>

申請する非破壊試験方法	申請資格の有効期限 (申請資格以外の欄は斜線を引く)	申請資格に○ (資格証明書コピーを【添付9】に貼付)	申請資格の再認証試験合格年月日 ^{注)} (「再認証結果通知」のコピーを【添付8】に添付)
極間法磁気探傷試験レベル1	●●●●年●●月●●日	○	●●●●年●●月●●日
溶剤除去性浸透探傷試験レベル1	●●●●年●●月●●日	○	●●●●年●●月●●日
超音波厚さ測定レベル1	●●●●年●●月●●日	○	●●●●年●●月●●日
極間法磁気探傷試験レベル2	年 月 日		年 月 日
溶剤除去性浸透探傷試験レベル2	年 月 日		年 月 日

注)「再認証試験結果通知」中の送付年月日、又は試験年月日のいずれかを記入してください。

申請日を記入してください
(●●●●年は西暦)

申請する資格に☑をして下さい
(申請書は資格ごとに作成する必要はありません)

かなで記入してください

必ず登録申請者(本人)が手書きで記入してください

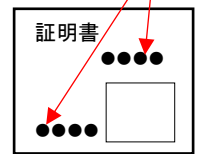
西暦で記入して下さい

画像が鮮明なもの
顔の大きさが左の見本に同等なものを貼付して下さい。

郵便番号を忘れずに記入してください

現在お持ちの資格証明書記載の個人IDを記入してください

申請者の勤務先名、所属部署を記入してください



郵便番号を忘れずに記入してください

内容などをお問合せすることがありますので電話、FAX番号を必ず記入してください

「宛先」が現住所、勤務先ではなく、会社へまとめて送付を依頼される場合は宛先の「その他」に○をして、会社住所を記入してください。

郵便番号を忘れずに記入してください

このときの「宛名」は会社名、窓口ご担当者名を記入してください

申請を行わない欄には斜線を記入してください
(申請の有無を明確にするためです)

申請する資格に○及び有効期限を記入してください
(申請する資格の資格証明書のコピーを【添付9】に貼付してください)

再認証試験の合格年月日又は送付年月日を記入し、該当の「再認証結果通知」を【添付8】に添付してください

【添付5】「業務継続の証明」記載要領

勤務先会社名を記入してください

勤務期間を年、月で記入してください
(●●●●年は西暦)

申請年以前の5年間の勤務歴を記入してください

過去5年間同じ会社に勤務の場合はこの書き方としてください

業務継続の証明

※記載漏れ、記載誤りは不受理になることがありますので太枠内は必ず記入してください。
※過去5年間で大幅な中断があった場合には申請資格要件を満たさないため申請ができません。
(大幅な中断とは連続して1年間中断又は2回以上の中断の期間の総計が2年間を超える場合)

過去5年間の業務経歴を記載してください。
(5年間同一企業の場合は「〇〇年〇月～現在に至る」の記載としてください)

勤務期間	勤務先	業種①	非破壊試験		主な業務④	所有資格⑤		
			対象②	対象材料③		MY	PD	UM
●●●●年●●月 ～●●●●年●●月	●●●●株式会社	A	A	A	C	○	○	○
●●●●年●●月 ～●●●●年●●月	株式会社●●●	×	—	—	—	—	—	—
●●●●年●●月 ～現在に至る	●●●●株式会社	B	B	A	D	○	○	○
～ 年 月								
～ 年 月								
～現在に至る								

表中の①～④は各該当するA、B等を記載する。

①業種
(※非破壊業務以外の勤務先の場合は業種欄に×を記載してください。この期間が1年以上、又は×の合計が2回以上で合計が2年を超える場合は「大幅な中断」となり申請ができません)

A. プラント検査 B. ローリ検査 C. 機器メーカー D. プラント・エンジニア
E. ガス販売事業者 F. 容器検査所 G. その他

②非破壊試験対象物
A. タンク B. ローリ C. 容器 D. 機器 E. 配管 F. バルブ G. その他

③非破壊試験対象材料
A. 鋼 B. ステンレス鋼 C. 銅 D. アルミニウム、E. その他

④主な業務内容
A. 完成検査 B. 保安検査 C. 開放検査 D. 容器検査 E. 容器再検査
F. 機器製作時 G. その他

⑤所有資格；所有資格に○を記載する。

上記、業務継続の証明に係る内容に相違ないことを証明します。	
雇用責任者記名	非破壊太郎 印 証明日 ●●●●年●●月●●日

勤務先会社の主な業種を一つ選択記入してください

非破壊試験を実施している材料を一つ選択記入してください

非破壊試験を行う対象物を一つ選択し記入してください

申請を行う資格に○を記入してください

非破壊試験を実施している業務を一つ選択して記入してください

※勤務期間が「大幅な中断」に該当していないことを確認してください

①雇用責任者の記名は手書きでなくても構いません。
②印は必ず捺印してください。

申請日以前に証明してください

9

【添付6】「申請者、資格証明書保持者の遵守誓約書」記載要領

日付を必ず記入してください。
(●●●●年は西暦)

C5006-23-R03（第1版 2018.04.01）

●●●●年●●月●●日
(日付をご記入ください)

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会 委員長 殿

申請者、資格証明書保持者の遵守誓約書

私は、下記の一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者に関する申請者及び資格証明書保持者として、
認証委員会の定める「非破壊試験に関わる者の遵守規定」を必ず遵守することを誓約します。

申請者、資格証明書保持者の氏名（署名）：非破壊 一郎 印

所属組織 ●●●●株式会社 ●●●●事業所

会社名、所属部署名を記入してください

- ①必ず申請者（本人）が手書きで記入してください
②印を必ず捺印してください

【添付7】「雇用責任者の遵守誓約書」記載要領

C5006-23-R04（第1版 2018.04.01）

一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会 委員長 殿

雇用責任者の遵守誓約書

私は、下記の一般社団法人日本エルピーガスプラント協会 非破壊試験技術者に関する申請者及び資格証明書保持者の雇用責任者として、認証委員会の定める「非破壊試験に関わる者の遵守規定（以下、「遵守規定」という。）」を必ず遵守することを誓約します。又、遵守規定に基づき以下を証明します。

(1) 本申請書記入内容の証明

(2) 視力要求（近方視力）を満たしていることの証明
1年以内の検査記録で確認し、非破壊試験技術者委員会より記録の提出要請があればこれに従う。（注）近方視力は下欄に示す「Times New Roman N4.5」により実施する。

(3) 免許は業務上支障がないことの証明

●●●●年 ●●月 ●●日
(申請前に誓約・証明してください)

登録申請者の氏名を記入してください
(手書きでなくても構いません)

申請者、資格証明書保持者の氏名： 非 破 壊 一 郎

雇用責任者 氏名 非 破 壊 太 郎 印

雇用責任者の所属組織： ●●●●株式会社 ●●●●事業所

雇用責任者の役職： ●●●●

(注) 近方視力の証明（「Times New Roman N4.5」による）

Times New Roman N4.5

※30cm 両眼

(注1) 上記を使用する場合は枠内の縦と横のスケールの寸法（単位：mm）が原寸であることを確認する。
(注2) パソコンからプリンタ出力する場合は、True Type フォントを指定する。

雇用責任者が
①代表者（社長）の場合は「会社名」
又は
②所属長の場合は「会社名 所属部署名」
を記入してください

雇用責任者が
①代表者の場合は「代表取締役社長」等
又は
②所属長の場合は「●●●●事業所 所長」
等を記入してください

【添付8】「再認証試験結果通知コピー」記載要領

C5006-23-R05(第1版 2018.04.01)

「再認証試験結果通知」コピー添付

<申請資格の「試験結果通知書」一覧>

申請資格に該当する欄に「○」を記入し、実技試験パートの合格を示す「試験結果通知書」のコピーを添付（ホッチキス止め）する。

申請する非破壊試験方法	試験結果通知書 (申請資格に○)
極間法磁気探傷試験 レベル1 (MY1)	☐
溶剤除去性浸透探傷試験 レベル1 (PD1)	☐
超音波厚さ測定 レベル1 (UM1)	☐
極間法磁気探傷試験 レベル2 (MY2)	
溶剤除去性浸透探傷試験 レベル2 (PD2)	

申請資格の該当欄に「○」を記入してください

再認証試験結果通知

再認証試験結果通知

再認証試験結果通知

「再認証試験結果通知」コピー添付

<申請資格の「試験結果通知書」一覧>

申請資格に該当する欄に「○」を記入し、実技試験パートの合格を示す「試験結果通知書」のコピーを添付（ホッチキス止め）する。

申請する非破壊試験方法	試験結果通知書 (申請資格に○)
極間法磁気探傷試験 レベル1 (MY1)	☐
溶剤除去性浸透探傷試験 レベル1 (PD1)	☐
超音波厚さ測定 レベル1 (UM1)	☐
極間法磁気探傷試験 レベル2 (MY2)	
溶剤除去性浸透探傷試験 レベル2 (PD2)	

「再認証試験結果通知コピー添付」を表紙として申請資格の試験結果通知をホッチキス等で綴じてください。

【添付9】「申請資格証明書コピー貼付用台紙」記載要領

C5006-23-R06(第1版 2018.04.01)

申請資格証明書コピー貼付用 台紙

申請する資格証明書の「有効年月日」が記載されている面のコピーを貼付してください。
(資格種類の順番等にかかわらず枠内に申請対象分を貼付してください)

非破壊試験方法の種類
工業分野 供用前・供用期間中試験(製造を含む。)及び高圧ガスプラント

認定番号
氏名
個人ID
生年月日
発行年月日
有効年月日 ●●●●年●月●日

—新代表者— 日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会
委員長 西田孝平

①「有効年月日」が記載されている面を貼付してください
②有効年月日が読み取れるようにしてください
(登録対象者の可否を判断するため)

非破壊試験方法の種類
工業分野 供用前・供用期間中試験(製造を含む。)及び高圧ガスプラント

認定番号
氏名
個人ID
生年月日
発行年月日
有効年月日 ●●●●年●月●日

—新代表者— 日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会
委員長 西田孝平

申請を行おうとする資格証明書のコピーを貼付してください

非破壊試験方法の種類
工業分野 供用前・供用期間中試験(製造を含む。)及び高圧ガスプラント

認定番号
氏名
個人ID
生年月日
発行年月日
有効年月日 ●●●●年●月●日

—新代表者— 日本エルピーガスプラント協会
非破壊試験技術者認証委員会
委員長 西田孝平